

各 柔道整復施術所（契約分）団体 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 三田地 好文

医療費助成事業の給付拡大等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表
（令和6年4月1日現在）の送付について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和6年4月診療（施術）分より、花巻市及び滝沢市から市単独医療費助成事業として、給付及び事業拡大する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、令和6年4月診療（施術）分から給付及び事業拡大への御対応をお願いいたします。
また、給付拡大等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので御活用ください。

記

1. 給付及び事業拡大 ※変更箇所は太字及び下線部となります。

【花巻市（妊産婦医療費助成事業）現物給付】

- (1) 事業コード 妊産婦 **70** を使用
- (2) 対象者 妊産婦 **（県が補助対象としている所得制限により認定外とされた者）**
- (3) 所得制限 **所得制限なし**
- (4) 給付内容 保険診療分の自己負担額から、1レセプト当たり入院外750円、入院2,500円を差し引いた額を給付する。（本人及び監護者が市町村県民税非課税である場合は受給者負担なし）

【滝沢市（子ども医療費助成事業）現物給付】

- (1) 事業コード 子ども 10、60 を使用
- (2) 対象者 高校生等（18歳に達する日以後最初の3月31日）までの子ども
- (3) 所得制限 **所得制限なし**
- (4) 給付内容
 - ア 3歳未満児は、保険診療分の自己負担額に相当する額
 - イ アを除く未就学児は、保険診療分の自己負担額から、1レセプト当たり入院外750円、入院2,500円を差し引いた額を給付する。（監護者が市区町村民税非課税である場合は受給者負担なし）
 - ウ 小学生～高校生等は、保険診療分の自己負担額から、1レセプト当たり入院外1,500円、入院5,000円を差し引いた額を給付する。（小学生の入院を除き、監護者が市区町村民税非課税であっても受給者負担あり）

2. 給付及び事業拡大の問い合わせ先

花巻市 国保医療課 公費医療係 電話：0198-41-3584
滝沢市 保険年金課 医療費給付担当 電話：019-656-6530

3. その他

花巻市及び滝沢市においては、受給者番号が変更となる方、自己負担額が変更となる方もいますので、受給者証に記載の「自己負担額」、「有効期間」等を御確認のうえ、提出くださるようお願いいたします。

※別添「事業コード一覧」表は、岩手県国保連合会HP (<https://www.iwate-kuho.or.jp>) の「医療機関等・柔整施術所の皆様へ」内の「県単独医療費助成制度関連情報」にも掲載いたします。(令和6年3月15日から)

担当：審査部審査課 福祉・療養費係 TEL：019-623-4328 FAX：019-623-4340

岩手県 子ども医療費助成事業コード一覧表（令和6年4月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する子ども医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲です。なお、現物給付の対象年齢は、高校生年齢以下となっています。(全市町村共通)
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

● 県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(ただし、小学生は入院に限ります)
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額+80万円(扶養者2名の場合は、年間所得348万円以下の方が対象となります)
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで(ただし、受給者が3歳未満又は監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
 〒020-0025
 盛岡市大沢川原三丁目7番30号
 担当：審査課 福祉・療養費係
 TEL 019-623-4328
 FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 00-00-000000-0 号

市町村コード ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号 ↑

市町村名	入外区分	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの受給者負担限度額					
			所得制限 県基準の範囲内		所得制限 県基準の範囲外		注) 未就学及び小学生入院の場合、監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし					
			6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)	6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)		
盛岡市	入・外	01	10		60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 (小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし)
宮古市	入・外	02	10		60			60				受給者負担なし
大船渡市	入・外	03	10		60			60				受給者負担なし
奥州市	入・外	04	10		60			60				受給者負担なし
花巻市	入・外	05	10		60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外来】750円 (住民税非課税世帯は受給者負担なし)
北上市	入・外	06	10		60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】入院2500円 外来750円
久慈市	入・外	07	10		60			60				受給者負担なし
遠野市	入・外	08	10		60			60				【未就学】入院2500円 外来750円 ※事業コード「60」は3歳まで 【小学生入院】5000円【小学生外来・中学生・高校生】一部負担金の1/2
一関市	入・外	09	10		60			60				受給者負担なし
陸前高田市	入・外	10	10		60			60				受給者負担なし
釜石市	入・外	11	10		60			60				受給者負担なし
二戸市	入・外	13	10		60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八幡平市	入・外	17	10		60			60				受給者負担なし
滝沢市	入・外	18	10		60			60				【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り(住民税非課税世帯の小学生以上外来、中学生以上入院は上記受給者負担あり)
雫石町	入・外	14	10		60			60				受給者負担なし
葛巻町	入・外	15	10		60			60				受給者負担なし
岩手町	入・外	16	10		60			60				県基準通り
紫波町	入・外	21	10		60			60				入院2500円 外来750円
矢巾町	入・外	22	10		60			60				入院2500円 外来750円
西和賀町	入・外	30	10		60			60				受給者負担なし
金ヶ崎町	入・外	31	10		60			60				受給者負担なし
平泉町	入・外	36	10		60			60				受給者負担なし
住田町	入・外	43	10		60			60				受給者負担なし
大槌町	入・外	45	10		60			60				受給者負担なし
山田町	入・外	48	10		60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 (小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし)
岩泉町	入・外	49	10		60			60				県基準通り
田野畑村	入・外	50	10		60			60				受給者負担なし
普代村	入・外	51	10		60			60				受給者負担なし
軽米町	入・外	54	10		60			60				受給者負担なし
洋野町	入・外	55	10	60	60			60				受給者負担なし
野田村	入・外	56	10		60			60				受給者負担なし
九戸村	入・外	59	10		60			60				受給者負担なし
一戸町	入・外	62	10		65			60				受給者負担なし

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。

岩手県 妊産婦医療費助成事業コード一覧表（令和6年4月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する妊産婦医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 妊産婦医療費助成事業は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲の全ての受給者が現物給付(※1)の対象となっています。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付の対象外ですが、窓口償還払い(※2)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

● 県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	妊娠5月に達する日の属する月の初日から、出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある方
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額+80万円
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで(ただし、本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
 〒020-0025
 盛岡市大沢川原三丁目7番30号
 担当：審査課 福祉・療養費係
 TEL 019-623-4328
 FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 00-00-00000000-0 号

市町村コード 事業コード 受給者ごとの任意の番号

市町村名	市町村コード	事業コード		1レセプト当たりの受給者負担限度額 <small>(注)本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし</small>
		県単独事業 (所得制限 県基準の範囲内)	市町村単独事業 (所得制限 県基準の範囲外)	
盛岡市	01	20	70	入院2500円 外来750円
宮古市	02	20	70	受給者負担なし
大船渡市	03	20		県基準通り
奥州市	04	20	70	受給者負担なし
花巻市	05	20	70	入院2500円 外来750円
北上市	06	20		県基準通り
久慈市	07	20		県基準通り
遠野市	08	20	70	入院2500円 外来750円
一関市	09	20	70	受給者負担なし
陸前高田市	10	20		受給者負担なし
釜石市	11	20	70	受給者負担なし
二戸市	13	20		県基準通り
八幡平市	17	20	70	県基準通り
滝沢市	18	20		県基準通り
雫石町	14	20	70	県基準通り
葛巻町	15	20	70	受給者負担なし
岩手町	16	20	70	県基準通り
紫波町	21	20	70	県基準通り
矢巾町	22	20	70	県基準通り
西和賀町	30	20		県基準通り
金ヶ崎町	31	20	70	県基準通り
平泉町	36	20	70	受給者負担なし
住田町	43	20		県基準通り
大槌町	45	20		県基準通り
山田町	48	20	70	県基準通り
岩泉町	49	20	70	県基準通り
田野畑村	50	20	70	受給者負担なし
普代村	51	20	70	県基準通り
軽米町	54	20	70	受給者負担なし
洋野町	55	20		受給者負担なし
野田村	56	20	70	受給者負担なし
九戸村	59	20	70	受給者負担なし
一戸町	62	20	70	県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口にて医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。